

請 願 文 書 表

受理番号	3-4	受理年月日	3.9.29	付託委員会	総務常任委員会
請願者の住所及び氏名	城陽市平川野原33-31 堀江幸男気付 再審法改正をめざす京都南部市民の会 城陽市寺田今堀152-9 共同代表 大西 忠 城陽市平川野原33-31 事務局長 堀江幸男			紹介議員	語堂 辰文
件 名	国に対し「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める請願書				
要 旨	冤罪被害者を迅速に救済するために ① 再審請求手続きにおける検察の手持ち証拠の全面開示 ② 再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止 以上2点を内容とする「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」を貴議会において採択され、意見書を国に提出していただきたく請願します。				

1、 請願の趣旨

冤罪被害者を迅速に救済するために

① 再審請求手続きにおける検察の手持ち証拠の全面開示

② 再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止

以上2点を内容とする「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」を貴議会において採択され、意見書を国に提出していただきたくお願いします。

2、 請願理由

罪を犯していない人が犯罪者として制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定するもので許すことが出来ません。

近年でも2010年の足利事件から、布川事件、東電OL事件、東住吉事件2021年の湖東記念病院人工呼吸器事件に至るまで、再審無罪が続きました。無罪にいたるまでには、言葉に言い尽くせない苦勞が伴ったのです。

再審は冤罪被害者が救済される最後の砦です。しかし、再審を認められて無罪となる過程では、大きな壁を乗り越えなければなりません。

再審を開始するためには、新規・明白な証拠を提出しなければならないのですが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるのです。

第一の問題は、警察・検察がこの証拠を全面開示しないことです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて不十分ながらも証拠開示がされるようになりましたが、再審における証拠開示には何一つルールがありません。裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられているのです。

判決が確定した事件の証拠を何故全面開示できないのでしょうか。

もし有罪をくつがえす恐れのある証拠を隠すなどということであれば、絶対あってはなりません。全面開示でなければ冤罪被害者は救われません。

現に冤罪被害者の多くは、検察保有の証拠によって再審無罪が証明できたケースが多いのです。

二つ目は、検察官の不服申し立てで再審開始が遅れることです。

日本の再審制度は、「裁判をやり直してほしい」という再審請求手続きと、それを受けて行われる再審公判手続きという二段階の制度になっています。しかし、多くの再審事件では再審開始決定が出されても検察はそれに従わず、不服申し立てをして再審公判が何年も開始されていないのが現状です。

検察は、再審開始決定に不服があれば、再審公判の中で主張すればよいのです。再審開始決定が出されたときは、ただちに再審公判を開き早期救済を図るべきではないでしょうか。

「袴田事件」では2014年に再審開始決定が出され47年ぶりに死刑囚監獄から解放されましたが、検察の抗告・特別抗告でいまだに再審が開始されていません。大崎事件の原口アヤコさんも、3回も再審開始が決定されましたが検察の不服申し立てで94歳のいまも再審が実現していません。「名張毒ぶどう酒事件」の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪、2005年

では再審開始決定を得ながら、検察の不服申し立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。

こうした悲劇を繰り返さないためには、検察の不服申し立てを禁止することが必要です。

現在の再審制度については、刑事訴訟法の再審に関する規定がありますが、大正11年に制定された旧刑事訴訟法のままで改正されていません。現行の再審規定のルーツであるドイツでも、すでに50年以上前に再審開始決定に対する検察抗告を禁止しています。

つきましては、貴議会におかれましても冤罪被害者を一刻も早く救済するために、国に対し「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書を採択をしていただくようお願いいたします。